

教員組合週報 組合ウィークリー」 2004年6月14日発行

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2 横浜市立大学教員組合 編集・発行

TEL 045-787-2320

mailto:kumiai@yokohama-cu.ac.jp

http://homepage3.nifty.com/ycukumiai/

1. 教員公募」と教育 研究評価検討プロジェクト(中間案) 新たな教員人事制度の構築に向けた取り組み」について

市大改革推進本部事務局は、6月7日、教員の労働条件の重大変更を内含する上記文書を記者発表しました。新法人における労働条件については、組合との協議抜きで当局が一方的に設定・変更することは明確な違法行為であるとの見地から、市大教員組合は、すでに5月28日に、独立行政法人移行後の労働条件について早急に呈示すること、などを要求して、最高経営責任者・孫福弘氏との組合交渉を申し入れました。

にもかかわらず、当局は、これについての公式の文書回答を教員組合に対して提示することのないままに、今回の記者発表とHPへの文書掲載を強行しました。今回の当局のこのような一方的な対応に関しては、当局が、組合との交渉に誠実に応じるべき義務に違反し、労使関係に重大な障害を持ち込んだその責が厳しく問われなくてはなりません。

今回の当局の不誠実対応と公表文書に対する包括的な組合の見解は追って示すこととして、ここでは以下の問題点を強調しておきましょう

任期制・年俸制を前提とする今回の公募要綱はそれら諸条件の一方的な導入という

ことだけでも重大な問題を孕んでいることはいまでもありません。それとともに、公募人事における絶対的な条件としての公正性・透明性の確保という点においてもそれは看過できない重大問題を孕んでいます。

一般的に言って、大学人事の公募文書における「応募資格」とは、それをクリアできなければその資格要件の欠格者として実質審査の入り口のところでふるいにかけてられる類の極めて厳しい資格要件の設定です。従って、全国の大学の公募文書における「応募資格」を仔細に検討してみると、学歴、年齢、教育歴など、誰が見ても客観的で公正に確定できる要件が掲げられているのが通例です。

しかし、今回の公募文書中の「応募資格」の(3)では、新たな横浜市立大学の目標を理解し、その前提に立ち」とされています。ここに言われている市大の「目標」とは何でしょうか、さらに、「その前提に立つ」とはどのようなことでしょうか。これらについてはここでは一切説明されていません。

それは当局の認める市大「改革」方針への全面賛同を「前提」とするいわば踏絵的性格を有しているとみなざるをえません。このような客観性を担保しにくい精神的な「応募資格」、これを誰がいかなる基準で判定するというのでしょうか。ことほど左様に、今回の人事「公募」は、いかようにしてもそ

の恣意性を完全には排除できず、公正性・透明性の確保という公募人事における本質的かつ第一義的な要件をめぐって重大な疑義を生じさせるものです。

公募人事の本来のねらいが、公正な審査によってその領域における優秀な人材を採用することにあるとすれば、このような「応募資格」の設定が、本来は応募資格を有するであろう全国および世界の多くの研究者たちの職業選択の機会を制限するものであり、公募人事の精神に反するといわなければなりません。

さらに、「新しい教員人事制度の構築」文書は、文言による精密な説明が不十分であることを特徴としています。そして、本文書は、文言による充分で一義的な説明を欠落させたままに図解を導入しており、任期制、年俸制、評価制度など極めて重要な労働条件について、この図解によって当局に都合よいかようにも解釈できる余地を残すものとなっております。教員の身分・労働条件の設定・変更に関わる重大事項に関して、このような不明確な性格の文書が一人歩きすることは断じて認めがたく、教員組合としてこれを看過することは決してできるものではありません。

2. 組合学習会のお知らせ (再掲)

今後のあるべき雇用条件、労働契約について学習します。

日時 6月17日(木) 17:15～

場所 小会議室(商文棟5階)

講師 小城原 新(本組合執行委員補佐)

主催 横浜市立大学教員組合執行委員会
